

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.6 22.102 22.103	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.6 この規格に適合するために必要な水抜き孔は、規定の大きさ以上でなければならない。 22.102 加圧機器は、機器を取扱説明書に従って使用しているとき、使用者を危険にさらすような水こぼれ、又は蒸気若しくは熱水が突然噴出することのない構造でなければならない。 22.103 瞬間スチームクリーナを除き、試験中に動作する圧力制限保護装置は、規定の大きさ以上の吸気口をもっていなければならない。排気口の面積は、吸気口の面積以上でなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時にお	■該当 □非該当		第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		ける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。		箇条20 20.101 箇条22 22.7	箇条20 安定性及び機械的危険 20.101 機器は、不用意な動作が生じるおそれがないような構造のスイッチによって、又は操作部を解放したときにOFF位置に自動的に戻るスイッチによって、動作しなければならない。 箇条 22 構造 22.7 加圧機器及び瞬間スチームクリーナは、過圧の危険に対する適切な防護機構を備えていなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.12	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 取扱説明書には、液体又は蒸気を、オープン内部のような電気部品を内蔵する機器に向けてはならない旨を記載しなければならない。 取扱説明書には、機器は、使用後及び機器の使用者による保守の前にプラグを抜かなければならない旨を記載しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条21 21.101	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 通電ホースは、ホースの押し潰しに耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				21.102 21.103 21.104	21.102 通電ホースは、摩耗に耐えなければならない。 21.103 通電ホースは、屈曲に耐えなければならない。 21.104 通電ホースは、ねじりに耐えなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.1 6.2	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス 0I、クラス I、クラス II 又はクラス III のいずれかでなければならない。 6.2 液体を散布するクラス 0I 機器、クラス I 機器、及びクラス II 機器の手持形機器は、IPX7 以上の保護等級でなければならない。 その他の機器は、IPX4 以上の保護等級でなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条21 21.105 箇条25 25.23	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.105 通電ホースは、低温に耐えなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.23 可とうホース内の導体は、規定のコードと同等以上の絶縁体及びシースの厚さをもっていなければならない。	
第 七 条	感電に対する	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に	■該当	箇条8	箇条8 充電部への接近に対する保護	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 1 号	保護	応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	□非該当	8.1	8.1 機器は、充電部への偶然的接触に対して適切な保護をする構造であり、かつ、覆っていないなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条22	箇条22 構造（第1部の規定による。）	
				箇条25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.22	25.22 機器用インレットは、次によらなければならない。 － コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような配置か又はそのように囲っていないなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条26	箇条26 外部導体接続端子	
				26.1	26.1 端子は、工具を用いずに着脱できないカバーを取り外さないと接触できないようにしなければならない。（第1部の規定による。）	
第 7 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条8	箇条8 充電部への接近に対する保護	
				8.1.4	8.1.4 保護インピーダンスの場合、その部分と電源との間の電流は、規定の値以下でなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条13	箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				13.1	13.1 動作温度において機器の漏えい電流は、過度になつてはならず、かつ、機器は十分な耐電圧性能をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条16	箇条16 漏えい電流及び耐電圧	
				16.1	16.1 機器の漏えい電流は過大であつてはならず、かつ、その耐電圧強度は適切でなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条22	箇条22 構造	
				22.5	22.5 差込プラグ又はコンセントに直接差し込むピンを用いて主電源に接続する機器は、通常使用時に、二つのピン間の静電容量が規定の値以上の充電されたコンデンサによって、ピンに触った場合に感電する危険がない構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条27	箇条27 接地の手段	
				27.1	27.1 基礎絶縁の不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス0Ⅱ機器及びクラスⅠ機器の可触金属部は、規定の試験に適合しない装飾カバーの内側にある金属部も含めて、機器内の接地端子又は機器用インレットの接地極に恒久的かつ確実に接続しなければならない。（第1部の規定による。）	
第 八 条	絶縁性能の保	電気用品は、通常の使用状態において受け	■該当		第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	持	るおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	☐ 非該当	簡条22 22.7	簡条22 構造 22.7 加圧機器及び瞬間スチームクリーナは、過圧の危険に対する適切な防護機構を備えていなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 ☐ 非該当	簡条11 11.1 簡条19 19.1 簡条30 30.2	簡条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。（第1部の規定による。） 簡条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 簡条30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 ☐ 非該当	簡条11 11.8 簡条22 22.7	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 簡条 11 温度上昇 11.8 手で握る部分に蒸気を供給するホースの可触部分の温度上昇は、通常使用時に短時間だけ保持するハンドルの温度上昇限度に適合しなければならない。 簡条 22 構造 22.7 蒸気又は液体の噴出を保護装置を通して放出する場	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.102	合には、電気絶縁が影響を受けてはならず、また、使用者が危険にさらされてはならない。 22.102 加圧機器は、機器を取扱説明書に従って使用しているとき、使用者を危険にさらすような水こぼれ、又は蒸気若しくは熱水が突然噴出することのない構造でなければならない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.1 20.2 箇条22 22.14 箇条23 23.1	箇条20 安定性及び機械的危険 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 20.2 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.14 機器には、機器の機能上必要でない限り、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線 23.1 配線路は、滑らかでなければならない、かつ、とがっ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条25 25.9	た角があつてはならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条20 20.2 箇条21 21.1 箇条22 22.11 箇条23 23.3	箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、着脱できない部分であつて、かつ、十分な機械的強度をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条21 機械的強度 21.1 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.11 充電部への接触若しくは湿気、又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、確実な方法で取り付けるとともに、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線 23.3 通常使用時に又は使用者による保守時に動くことがある機器の異なった部分相互間で、電気接続部及び内部導体（接地用のものを含む。）に過大な応力が加わつては	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条25 25.22	ならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外した場合には、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19 19.13 箇条22 22.22 22.23 22.41 箇条32 32.1	箇条19 異常下における動作 19.13 試験中に、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、通常使用中の動作による毒性その他これに類する危険があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 三 条	電気用品から発せられる電磁波による危	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条32 32.1	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、有害な放射を発生してはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	害の防止			32.2	32.2 機器は、通常使用での動作によって、光放射による危険を引き起こしてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19	箇条19 異常下における動作	
				19.1	19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条22	箇条22 構造	
				22.40	22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。）	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。）	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先される構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。）	
				22.62	22.62 公衆のネットワークを介した遠隔通信は、この規格	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					への適合を損なってはならない。(第1部の規定による。)	
第十五条 第 1 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.101	第 1 部の第十五条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.101 機器は、不意な動作が生じるおそれがないような構造のスイッチによって、又は操作部を解放したときにOFF位置に自動的に戻るスイッチによって、動作しなければならない。	
第十五条 第 2 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.101 箇条24 24.101	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.101 機器は、不意な動作が生じるおそれがないような構造のスイッチによって、又は操作部を解放したときにOFF位置に自動的に戻るスイッチによって、動作しなければならない。 箇条 24 部品 24.101 規定の要求事項に適合するために機器に組み込んだ保護装置は、自己復帰形のものであってはならず、また、工具を使わなければ接触不可能なものでなければならない。	
第十五条	始動、再始動	電気用品は、不意な動作の停止によって人	■該当	箇条19	箇条19 異常下における動作	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 3 項	及び停止による危害の防止	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 非該当	19.13	19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 六 条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条10 10.2 箇条19 19.1 19.11 箇条25 25.8	箇条10 入力及び電流 10.2 機器に定格電流が表示されている場合、通常動作温度における電流は、定格電流から、規定の許容値を超える差があつてはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 19.11 ヒューズを作動させることによって、故障状態の下での機器の安全性を確保する場合は、規定の試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 規定の規格に適合するコード又はキャブタイヤケーブル以外の電源コードの導体は、規定の値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 七 条	電磁的妨害に	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害	☒ 該当	箇条19	箇条19 異常下における動作	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	対する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	☐ 非該当	19.1 19.11.4 19.13	19.1 電子回路は、故障状態になっても、機器が感電、火災、傷害又は危険な誤動作を起こさないように設計し、使用しなければならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニティ試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.14 7.15	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 IEC 60417 の記号 5597 の高さ及び IEC 60417 の記号 5041 の三角形の高さは、10mm 以上でなければならない。 7.15 外部可触表面に規定する表示は、スイッチの操作、制御装置の調整又は蓋若しくはドアの開放を含む通常使用状態で機器を動作させているときに見えなければならない。	
第 二 十 条	表示等（長期）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規	☐ 該当	—	—	扇風機及び換気

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 1 号	使用製品安全表示制度による表示)	定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ） 製造年 （ロ） 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） （ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	■非該当			扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第 20 条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	□該当 ■非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				が妥当と考える。
第二十条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	テレビジョン受信機は、当該規格の適用範囲に含まれない

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-54:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-54 部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				め、非該当が妥当と考える。